

○宜野湾市放課後児童健全育成事業実施要綱

平成24年10月2日

告示第57号

(趣旨)

第1条 この告示は、宜野湾市児童健全育成事業補助金交付要綱(平成14年宜野湾市告示第45号)第2条第1項第1号に規定する補助金交付の対象事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 この事業は、宜野湾市内の社会福祉法人、児童厚生施設等において、児童健全育成のため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の趣旨に基づき実施するものとする。

(事業の活動)

第3条 事業の実施者は、次のとおり事業活動を展開し、児童健全育成事業の推進を図るものとする。

- (1) 放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)に児童クラブ指導員を配置し、在籍する児童数を年間平均児童数10人以上(宜野湾市内に住所を有する児童に限る。)をもって1組織とする。
- (2) 放課後児童支援員に対する研修及び必要な設備の整備を行い、児童クラブの運営責任者及びその支援員、父母の代表者等で構成する運営委員会を設置し、放課後児童クラブ運営指針に沿って適切な運営に努めるものとする。
- (3) 児童クラブは、児童の健全育成を図るため、次に掲げる活動を行う。
 - ア 放課後児童の健康管理、情緒の安定確保を図ること。
 - イ 放課後児童の出欠確認及び安全確認を行うとともに、来所及び帰宅時並びに活動中の安全確保を図ること。
 - ウ 放課後児童の活動状況の把握を図ること。
 - エ 遊びの活動への意欲と態度の形成に関すること。
 - オ 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
 - カ 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡及び情報交換の実施を図ること。

キ 家庭、地域等での遊びの環境づくりへの支援を図ること。

ク その他放課後児童の健全育成上必要な活動

(費用の負担)

第4条 事業の実施者は、事業内容の充実を図るため、必要に応じ、当該事業に要する費用の一部を児童の保護者に負担させることができる。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成27年11月2日告示第92号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。